

令和5年10月31日
林野庁北海道森林管理局

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業 者 名	住 所
株式会社旭友興林	北海道旭川市神楽4条5丁目1番32号

2 指名停止の期間 令和5年11月1日から令和5年11月14日まで（2週間）

3 指名停止措置の範囲 北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

株式会社旭友興林が上川北部森林管理署から受注したオチヌウナイ沢治山工事において、令和5年10月12日、床固掘削箇所の法面崩壊修復作業に従事していた作業員が、法面上方から崩壊した土砂に当たり、作業をしていた大型土嚢の上から土砂とともに転落し、負傷する事故が発生した。

名寄労働基準監督署は、当該事業者に対し、落下のおそれがある土石を取り除くなどの措置を講じていなかったこと、また、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者のうちから、地山の掘削作業主任者を選任していなかったことが、労働安全衛生法違反であるとして是正勧告書を交付した。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。

【問い合わせ先】

林野庁 北海道森林管理局総務企画部 経理課
直 通：011-622-5214
担当者：主計係（内線307）